**○○地区生産組合　規約**

（名称）

第１条　この会は、○○地区生産組合（以下、「組合」）と称する。

（目的）

第２条　組合は、○○地区の農業発展を目指し、当地区農産物の振興を目的とした活動を行うことを目的とする。

（組織）

第３条　組合の構成員は以下のとおりとする。＊（）書きは職名

　（１）　●田　太郎（代表）

（２）　△橋　一郎（会計）

（３）　◆林　五郎

（事業）

第４条　組合は第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ○○地区産農産物のＰＲ
2. ○○地区産農産物の直売
3. その他、組合の目的を達成するために必要な事業。

（その他）

第５条　この規約に定めるもののほか、組合の運営に関し必要な事項は、構成員が協議のうえ決定する。

　附則

１　この規約は平成○○年○月○日から施行する。